

# マネジメントリポート

2004年7月

## 今回のテーマ： 税制改正による事業承継の円滑化

平成16年度税制改正により、非上場株式の譲渡に伴う税負担が軽減され、事業承継の円滑化が図られています。

### 1. 平成16年度税制改正

税率の引き下げ	平成16年1月1日以後に行う非上場株式の譲渡について、譲渡益に対する税率が、従来の26%（所得税20%、住民税6%）から20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げられました。
みなし配当課税の特例	平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡する場合、従来みなし配当課税が行われた部分については、みなし配当課税を行わず、譲渡所得の収入金額として取り扱うことになりました。
特定事業用資産の課税価格の計算の特例の拡充	平成16年1月1日以後に相続等により取得した同族会社株式など特定事業用資産の相続税評価額を10%評価減できる特例について、適用対象となる特定事業用資産の価額の合計額の上限が、従来の3億円から10億円に引き上げられました。

### 2. 改正による相続発生後の税メリット

相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、従来は譲渡益の大部分が配当所得となるため税負担が過大となっていました。

改正により、相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例が全面的に適用できるため、税負担が大幅に減少し、相続税の納税対策として有効に活用できるようになりました。

	改正前		改正後	
金庫株をした場合の課税関係	譲渡所得部分	26%	譲渡所得	20%
	配当所得部分	総合課税		
取得費加算の適用の有無	配当所得部分は、取得費加算の特例の適用ナシ		取得費加算の特例の適用アリ	

取得費加算の特例とは、相続税額のうち、相続財産のなかで譲渡した非上場株式が占める割合を乗じた金額をその株式の取得費に加算し、譲渡所得を軽減することができる特例です。

#### お見逃しなく！

- みなし配当課税の特例は、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に発行会社に譲渡することが要件です。
- 相続により取得した株式を物納した場合には、譲渡所得など課税関係は発生しません。  
物納の要件についてはマネジメントリポート2003年11月号「相続税と注目の非上場株式の物納」をご参照ください。
- 相続時精算課税制度により取得した非上場株式を金庫株した場合でも、みなし配当課税の特例を適用できます。

なお、相続時精算課税制度により取得した非上場株式を物納することはできません。